

留意すべき事項に対する見解

監査の対象：令和6年度定期監査等

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置時期 (予定日)
留意 すべき 事項	（留意すべき事項） 文書管理について 令和3年度監査では、工事中の住之江工場において大量の文書が作成・保管されていることにつき、保存すべき文書や、保存方法について、さらに検討するようとの意見を付した。 上記監査意見にかかる対応として、住之江工場現場事務所に保管中であった工事図面などの書類のうち、審査や確認の終了に伴い返却すべき書類については、令和5年度末の住之江工場更新工事竣工時に、返却済となっていることを確認した。 しかし、組合として保管すべき文書については、PDF化等未だ検討過程のものもあるので、鶴見工場建設工事にも生かせるよう、引き続き検討されたい。 また、住之江工場のように元の躯体を残して更新事業を行った場合、当初の工事にかかる文書については、大阪広域環境施設組合公文書管理条例に定める30年という期間を超えて保存が必要となるところ、現状では1年ごとに延長手続きをとっていることが確認された。 しかし、住之江工場の当初工事のように、30年を超えてさらに長期の保存が必要であることが、あらかじめ明らかな文書については、1年ごとに延長手続きをとることが適切かどうか疑問があるので、検討されたい。	（見解） 鶴見工場では、令和3年度監査の留意すべき事項「工場施設の更新・運営事業における公文書の管理について」を踏まえ「鶴見工場建替工事における設計・施工モニタリングマニュアル」に基づき、事業者より設計図書や施工計画書などをデータで提出させ、環境施設組合及び事業者はそのデータを使用して確認するよう電子化を進めています。 令和5年度からはタブレット端末を導入し、図面確認の効率化やルシアス庁舎との情報共有の迅速化を図るとともに、修正指示についてもデータで行うなど、紙書類の削減に努めています。 引き続き、文書の電子化について、検討してまいります。 現状、組合設立後に作成した文書の保存延長については、保存期限を迎える文書が5年保存までのものであることから、1年ごとに延長手続きをとっておりますが、今後、10年を超える重要な文書の保存期限が到来すること等を踏まえ、適切な延長手続きを検討してまいります。 また、工場建設に係る文書など、大阪市から引き継いだ文書についても、明らかに長期保存の必要があるものなどの保存期限の延長手続きにつきましては、ご意見を踏まえ、同様に検討してまいります。	—	—